

基監発第 0401001 号
平成 18 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

賃金の計算事務等の委託に伴う賃金の支払についての労働基準法上の
取扱いについて

近年、企業の事業見直しや経費削減に伴い、賃金の計算や支払に関する事務（以下「賃金の計算事務等」という。）を第三者に委託し、口座払いによって賃金が支払われている例が増加しているところである。賃金の口座振込みについては、平成 10 年 9 月 10 日基発第 530 号「賃金の口座振込み等について」により通達されたところであるが、下記の場合には、使用者による直接払が確保されており、労働基準法第 24 条第 1 項違反とはならないものとして取り扱って差し支えない。

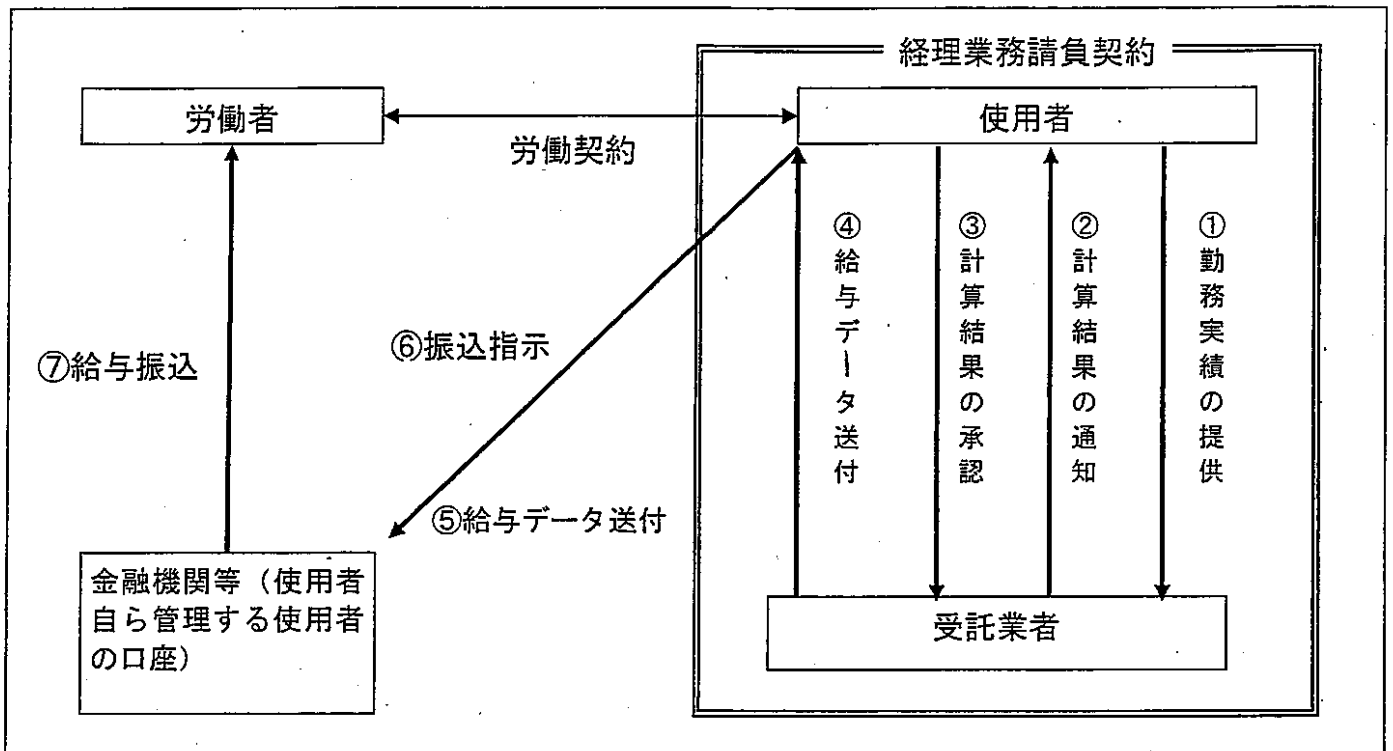
なお、下記のいずれの場合においても、使用者は、同法第 108 条の規定に基づき、賃金台帳の調製が必要であるので、念のため申し添える。

記

- 1 金融機関等への口座振込み等により賃金の支払を行う場合（労働基準法施行規則第 7 条の 2 の要件を満たすものに限る。以下同じ。）において、賃金の計算及び給与データの作成は委託を受けた者が行うが、金融機関等に対する給与データの送付及び口座振込み等の指示は使用者から行われ、かつ、当該口座振込み等が、使用者自らの管理する使用者の口座から行われるとき。（図 1 参照）
- 2 金融機関等への口座振込み等により賃金の支払を行う場合において、賃金の計算、給与データの作成及び金融機関等に対する給与データの送付の事務は委託を受けた者が行うが、当該計算結果の確認及びこれに基づく各労働者への口座振込み等の金融機関等への承認は使用者から行われ、かつ、当該口座振込み等が、使用者の管理する使用者自らの口座から行われるとき。（図 2 参照）

賃金の計算等の業務の委託として考えられるパターン

【図1】



【図2】

